

「国内強制移動に関する指導原則」の 意義と東日本大震災への適用可能性

墓田 桂

2011年3月11日午後2時46分。この瞬間は日本人の記憶に永く刻みこまれるだろう。千年に一度とも言われる大地震と破壊的な津波によって、1万4,238人が亡くなり、1万2,228人が行方不明となっている¹⁾。また、4月23日の時点で13万935人が避難生活を送っている²⁾。被災地の言葉に尽くせない惨状は、日本に住むすべての者に自然災害の恐ろしさと人間生活の脆さをあらためて実感させたであろう。

度重なる自然の脅威に晒されてきた日本は、特に第二次世界大戦以降、防災や災害救助に関する法令や政策を充実させてきた。今回の大震災においてもこれらが公的機関による被災者の救援活動の基盤となっているのは説明するまでもない。

その一方で、国内避難民(internally displaced persons)に対する国際社会の取り組みにも着目したい。1990年代からこの問題への国際的な関心が高まり、1998年には国内避難民の権利と国家の義務を謳った「国内強制移動に関する指導原則」(*Guiding Principles on Internal Displacement*、以下「指導原則」と略す)が国連人権委員会に提出された³⁾。法的拘束力のない専門家文書ではあるが、今では「国内避難民の保護のための重要な国際的枠組み」として国際社会から認識されている⁴⁾。この文書は武力紛争のみならず、自然災害や人的災害を原

因とした国内避難民も対象にしたものであり、したがって先の大震災、さらには福島第一原発の事故で住む家を失った避難者も、指導原則で言うところの「国内避難民」として指導原則によってカバーされることになる。

指導原則に代表される避難者の保護の国際基準は東日本大震災とどのように関係するのか、また避難者の状況改善にどのような貢献をもたらさうのか。指導原則の紹介も行いつつ、これらの問題を考えてみたい。

1 「国内強制移動に関する指導原則」とは

指導原則は、「世界各地に存在する国内避難民の具体的な必要に対処する」(序1)ことを目的として、国内避難民の権利と保障ならびに国内避難民を抱える国の義務と責任を述べた文書である。30の原則からなる。それ自体に法的拘束力はないが、国際人権法・人道法の規範、またアナロジーとして国際難民法の規範を反映したものである。オリジナルの英語版、さらには昨年発表された日本語版⁵⁾を含め、現在、50の言語の版が存在する。これまでに10カ国以上で国内避難民関連の国内法や政策に還元され、指針を与える形で国内避難民の保護の確保に貢献してきた。従来の国際

1) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」警察庁緊急災害警備本部(平成23年4月23日)[<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf>、2011年4月23日閲覧]。

2) 同上。

3) *Report of the Representative of the Secretary-General, Mr. Francis M. Deng, submitted pursuant to Commission resolution 1997/39, Addendum, E/CN.4/1998/53/Add.2, 11 February 1998.*

4) *2005 World Summit Outcome, A/RES/60/1, 24 October 2005, para. 132.*

5) GPID日本語版作成委員会(代表:墓田桂)「国内強制移動に関する指導原則—日本語版」成蹊大学アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究』No.35(2010年)、149-166頁。なお、「国内強制移動」「国内避難民」の用語法については、拙稿「国内強制移動に関する指導原則—日本語版注釈」『アジア太平洋研究』No.35(2010年)、171-174頁を参照のこと。

法の条文には「国内避難民」という概念に言及したものはなく、国際法の諸規範に国内避難民に関連する一般的な原則を見出せても、そこからより具体的な保護や援助の指針を導き出すことはできなかった。これらの人々の保護のために既存の国際法の諸規範を集約し、明示化を図ったことの意義は大きい。

指導原則はポスト冷戦期の1990年代に武力紛争や一般化した暴力などの状況を想定して作成されたため、国際人道法の条文を応用する箇所も多く、全体を通して自然災害への対応は明示的ではない。しかし、自然災害や人的災害の視点を放棄している訳ではない。指導原則の序2は、「国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないもの」(下線部筆者)と捉える。この一文によって自然災害の状況に指導原則を適用する可能性が残されたのである。

なお、自然災害における指導原則の適用を補う文書として、人道援助に携わる国連機関などで構成される機関間常設委員会(Inter-Agency Standing Committee)が策定した「自然災害時の人々の保護に関するIASC活動ガイドライン」(*IASC Operational Guidelines on the Protection of Persons in Situations of Natural Disasters*、以下「IASC活動ガイドライン」と略す)が存在する⁶⁾。IASC活動ガイドラインは、国際人権法の規範やその他の基準(指導原則、スフィア・ハンドブック、国際赤十字・赤新月社連盟の行動規範)で示された諸原則をベースにしつつ、自然災害時における人々の保護の実施方法を示したものである。国連機関の協議を経て練られたものだけに、国連の関与がより重要となる途上国の文脈を反映しており、また、指導原則と同様、非紛争国では関連性の低い記述も見受けられる。そのような一面はあるが、災害対応の「参考書」のような存在でもあり、指導原則を補充する

ものとして、今後、災害対応のさまざまな場面で運用されると思われる。

2 東日本大震災の文脈における指導原則の意義

それでは東日本大震災の文脈で指導原則は日本とどのように関わってくるのだろうか。

災害法制は大規模災害の度に発展してきた法と言われるが⁷⁾、度重なる災害に見舞われてきた日本には災害救助法(1947年)、災害対策基本法(1961年)、被災者生活再建支援法(1998年)をはじめとして災害関連の法令が多数あり、ある程度充実した災害法制が備わっている。一見したところ指導原則を持ち出す必要などないにも思われる。

しかしながら、国内避難民の国際的保護を研究してきた筆者の目には不備な点も見えてくる。現在の日本の災害法制は防災・救援・復旧という三つの場面を念頭に置きつつ、行政の対応を詳細に定めるものの、避難者を含めた被災者の人権や尊厳を守るといった視点が全体として希薄な印象を受ける。災害対策基本法においては国が「国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命」(第3条)を有することを明記する一方で、災害救助法は「災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全」(第1条)を目的として救助の項目を定めるものの(第23条)、実施体制に関する手続的な内容で終始一貫している。極限の状況に置かれた国民の命の保護や最低限の生活の維持に直結するにもかかわらず、災害救助法(およびその施行令)には国民の生存権や、避難時における国民の尊厳を守るといった崇高な理念が欠けているように思われる⁸⁾。

そこで、指導原則に戻りたい。災害時の行政の対応、あるいは被災者支援について細かく定めた日本の諸法令に比べれば、指導原則の内容は原則論にとどまっており、極めて簡略である。人道的危機の状況も視野に入れて作られた指導原則は「ジェノサイド」や「処刑」(原則10(i))にも言及するなど独特の緊張感を醸し出しており、そのま

6) 2011年1月に完成。策定過程には国内避難民の人権に関する国連事務総長代表とブルッキングス研究所が関与した。IASC活動ガイドラインは以下のURLから入手可能。http://www.brookings.edu/reports/2011/0106_operational_guidelines_nd.aspx

7) 山崎栄一「『報告』被災者支援に関する法案の整理・分析」『災害復興研究』Vol.1(2009年)、97頁。

8) 災害多発国でもあるフィリピン共和国の「災害リスクの軽減および管理に関する法」(Philippine Disaster Risk Reduction and Management Act of 2010)は、国家の役割として「国民の憲法上の生存権および財産権を守ること」(第2条(a))「災害リスクの軽減および気候変動への対応がジェンダーに対応し、先住民の知識体系に配慮し、かつ人権を尊重したものであることを確保すること」(同条(i))などを明確に定め、その上で災害管理に関する政府組織の役割に言及する。

までは非紛争国での自然災害には適用しづらい。また、指導原則は国家当局の責務を強調するが、災害対応における公助には限界があり、行政にしても自助・共助に頼らざるをえないという現実を反映していない（「共同体の事項に平等に参加する権利」（原則22(1)(c)）には言及するものの、国内避難民またはその他の市民による自助・共助活動にまでは踏み込んでいない）。さらに留意すべきは、指導原則は国内避難民の権利を唱えるが、実際には避難者と在宅被災者との間の公平性にも配慮する必要があるという点である（公的支援の基準とすべきは人それぞれの脆弱性であって、避難の有無ではない）。

スタート地点の異なる指導原則が東日本大震災の文脈に完全に適合する訳ではない。しかし、指導原則は既存の諸条約の中から強制移動とそれに伴う生活のさまざまな場面に関連する人権規範を集約したものであり、それらは取捨選択すれば自然災害の場面でも有益な指針になりえる。現状報告を交えて具体例を挙げてみたい。

震災の後も高齢者を中心に災害関連死の事例が伝えられる⁹⁾。被災地の自治体は仮設住宅の建設を急ぐも追いつかず、また、仮設住宅への移転を嫌がる避難者も少なくない。避難所生活が長期化する中、高齢者の中で肺炎などの疾患が増加していると現地の医師は警鐘を鳴らす¹⁰⁾。指導原則の原則4(2)は「児童（特に保護者のいない未成年者）、妊娠中の母親、幼い児童を持つ母親、女性世帯主、障がいのある者および高齢者等一部の国内避難民は、自らの状態が必要とする保護および援助ならびに自らの特別の必要を考慮した待遇を受ける権利を有する」と述べ、弱者の状況に配慮するよう求める。また、避難所ではプライバシーが確保されず、乳幼児を抱える母親や家族は暮らしぶらいと伝えられる¹¹⁾。男女共用の更衣所やトイレは特に女性にとって使いづらい¹²⁾。この問題に関

しては、原則18(3)は、「これらの基本的な物資（筆者注：食糧、飲料水、避難所、住宅、衣類、医療サービス、衛生設備を指す）の計画策定および配給への女性の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである」と述べる。避難者の生活支援の計画に女性の視点を反映させるよう求めたものと解釈できよう。

また、避難所のトイレの汚物処理が十分ではなく、衛生状態が悪化し、下痢やおう吐の症状が増加していることも報じられる¹³⁾。原則11(1)は「すべての人は、尊厳ならびに身体的、精神的および道徳的に健全であることに対する権利を有する」と明記していることを思い起こしたい。なお、IASC活動ガイドラインも「避難所に関する権利は、安全、平和および尊厳のなかで住むことを可能とする施設を有する権利と理解されるべきである」と明記している（B.2.3.）。

指導原則の文言が被災者の状況改善に有用であるとしても、日本に対してどのように適用されるのであろうか。

言うまでもなく、指導原則は法的拘束力のある条約ではなく、日本に対して条約のような形で適用されることはない。国連総会の決議は指導原則の「適用」を促してきたが¹⁴⁾、それはむしろ国内の法令や政策に還元されることを指す。しかし、日本にはすでに多数の災害関連の法令が存在しているので、（紛争が終結したばかりの国のように）指導原則を参考にして、避難者を含めた被災者の保護に関する法令を一から起草するといったことはなかろう。さらには避難者が政府を相手取って訴訟を起こし、指導原則を援用して公的支援についての司法審査を仰ぐといった展開も除外できないが、日本の裁判所が積極的に指導原則の法的効力を認める可能性は低いと思われる¹⁵⁾。市民社会からの働きかけや周知・啓発活動が広がらない限

9) 「震災関連死の疑い282人… 読売新聞3県病院調査」『読売新聞』（2011年4月11日付電子版）〔<http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=39356>、2011年4月24日閲覧〕。

10) 植田信策「避難所生活の長期化がもたらしたもの」『MRIC医療メルマガ通信』（2011年4月22日付配信記事）。

11) 「避難所生活長期化 女性困った 女性記者が現状ルポ」『河北新報』（2011年4月13日付電子版）〔http://www.kahoku.co.jp/spe/spe_sys1062/20110413_11.htm、2011年4月23日閲覧〕。こうした状況を受け、4月20日の衆議院厚生労働委員会で厚生労働副大臣は「災害救助法に基づく国費負担制度を周知して女性専用の仮設トイレや着替え・授乳スペースの設置を進めるなど、最大限のサポートをしていく」との方針を示した。「女性への支援強化を、河北新報女性記者の避難所ルポ紹介／衆院厚労委」『神奈川新聞』（4月21日付電子版）〔<http://news.kanalo.co.jp/localnews/article/1104200036/>、2011年4月23日閲覧〕。

12) 同上。

13) 「避難所トイレ4割に問題 被災者の感染症増加」『共同通信』（2011年3月31日付電子版）〔<http://www.47news.jp/CN/201103/CN2011033101000018.html>、2011年4月23日閲覧〕。この記事によると、施設に元々あったトイレでも排水できず下水があふれたり、新聞紙に用を足し、袋に入れて捨てたりしているケースや、仮設トイレがあってもバキュームカーの数が足りず、汚物があふれている所、さらには仮設トイレもなく新聞紙に用を足し、バケツに溜めているケースもあるという。

14) A/RES/64/162, 17 March 2010, para. 11.

り、現時点で指導原則が何らかの効力を日本政府に対して及ぼすとは考えにくく、東日本大震災での即座の適用となると懐疑的にならざるをえない。

それよりも、災害に関連する既存の法令や政策を再検証する際に、指導原則が指針の役割を果たすといったシナリオのほうが現実的であるように思われる。現行の法体系は国際的な基準を反映しているか、災害弱者を含めた被災者のニーズを漏れなくカバーできているか——。それらを検証する手段として、指導原則やIASC活動ガイドラインなどの文書を指標やチェックリストとして活用することは十分可能である。また、再検証の作業にあたっては各国の災害法制の比較研究も重要である。経済発展の度合いに関係なく、日本にとって有益と思われる他国の事例は積極的に参考にする姿勢が大切だろう。

自然災害においては、人権が故意に侵害されるというよりも、対応の不備や過失といった理由で疎かにされるという側面がある¹⁵⁾。そのことは日本の被災地の状況にも当てはまるように思える。東日本大震災での被災者の現状を知るにつけ、被災者支援の基本思想として、また行政の取り組みを導く上位規範として、人権・尊厳の理念が明確化され、支援の中でさらに具体化される必要を強く感じる。

おわりに

避難生活が長期化する中、「避難所にいる被災者には人間らしい生活がない。最低限の命だけでなく、尊厳も確保しなければならない」と指摘する声があったが¹⁷⁾、その通りであろう。被災者への対応は物的なニーズを満たすものだけではなく、人権と尊厳という理念をも実現しようとするものでなければならない。自然災害時の対応についての国際場裡での議論は人権保護を重視する方向で推移している。日本の災害法制が被災者の人権や尊厳に無関心であることは「防災先進国」としてもはや許容されるものではなからう。

世界有数の地震国でもある日本では明日は我が身である。災害に関する法令と政策が国際基準により近いものとなるよう、国民全体の関心事として議論が進展することを望みたい。

(はかた・けい 成蹊大学准教授)

【資料】

国内強制移動に関する指導原則

(E/CN.4/1998/53/Add.2, 11 February 1998)

序 範囲および目的

1. これらの指導原則は、世界各地に存在する国内避難民の具体的な必要に対処するものである。これらの指導原則は、強制移動からの人々の保護に関連する権利および保障ならびに強制移動が継続する間ならびに帰還または再定住および再統合の過程における人々の保護および援助に関連する権利および保障を特定する。

2. これらの原則の適用上、国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。

3. これらの原則は、国際人権法および国際人道法を反映し、かつ、これらの法と合致しているものである。これらの原則は、次のものに対して指針を示す。

(a) 国内避難民に関する事務総長代表（自らの職務の遂行にあたって）

(b) 国家（国内強制移動の現象に直面した場合）

(c) その他のすべての当局、集団および個人（国内避難民との関係において）

(d) 政府間組織および非政府組織（国内強制移動に対処する場合）

4. これらの指導原則は、できる限り広い範囲において周知が図られ、かつ、適用されるべきである。

第一部 一般原則

原則 1

1. 国内避難民は、十分平等に、自国において他の者が享受するものと同一の国際法および国内法上の権利および自由を享受する。国内避難民は、国内避難民であることを理由として、いかなる権利および自由の享受においても差別されてはならない。

15) 数百万人の国内避難民を抱えるコロンビアにおいては、国内避難民に関連する政府の政策の合憲性について問われた憲法裁判所が、国内強制移動に関する既存の国際法を解釈するための文書として価値を指導原則に認めつつ、現状は違憲の状態であるとして、政府に改善を求めた判例（T-025、2004年）がある。

16) *Report of the Representative of the Secretary-General on the human rights of internally displaced persons, Walter Kälin, A/HRC/13/21, 5 January 2010, para. 44.*

17) 「避難所生活に尊厳確保を＝高須・国連総長特別顧問」『時事通信』（2011年4月15日付電子版）〔<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201104/2011041500454>、2011年4月23日閲覧〕。

2. これらの原則は、特にジェノサイド、人道に対する犯罪および戦争犯罪に関して、国際法上の個人の刑事責任に影響を及ぼすものではない。

原則 2

1. これらの原則は、自らの法的地位のいかんを問わず、すべての当局、集団および個人によって遵守されるものとし、また、いかなる不利な差別もすることなく適用されるものとする。これらの原則の遵守は、関係するいかなる当局、集団または個人の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

2. これらの原則は、国際人権法もしくは国際人道法のいかなる文書の規定をも、または国内法により個人に与えられる権利を、制限し、変更しまたは侵害するものと解釈してはならない。特に、これらの原則は、他国に庇護を求め、かつ、他国においてこれを享受する権利を害するものではない。

原則 3

1. 国家当局は、その管轄内にある国内避難民に対して保護および人道的援助を与える第一義的な義務および責任を負う。

2. 国内避難民は、国家当局に対して保護および人道的援助を要請し、かつ、国家当局からこれらを受ける権利を有する。国内避難民は、そのような要請を行うことにより迫害されまたは処罰されてはならない。

原則 4

1. これらの原則は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、法的もしくは社会的地位、年齢、障がい、財産、出生等のいかなる種類の差別または他のいかなる類似の基準による差別もすることなく適用されるものとする。

2. 児童（特に保護者のいない未成年者）、妊娠中の母親、幼い児童を持つ母親、女性世帯主、障がいのある者および高齢者等一部の国内避難民は、自らの状態が必要とする保護および援助ならびに自らの特別の必要を考慮した待遇を受ける権利を有する。

第二部 強制移動からの保護に関する原則

原則 5

すべての当局および国際的な主体は、人々の強制移動につながるような状態を防止しおよび回避するため、すべての場合において、人権法および人道法を含む国際法上の義務を尊重し、かつ、その尊重を確保する。

原則 6

1. すべての人は、自らの住居または常居所地からの恣意的な強制移動から保護される権利を有する。

2. 恣意的な強制移動の禁止には、次の場合における強制移動を含む。

(a) 強制移動が、影響を受ける住民の民族的、宗教的もしくは人種的構成を変更することを目的とするまたは変更する結果となるアパルトヘイト、「民族浄化」もしくは類似の慣行の政策に基づく場合

(b) 武力紛争の状況においては、強制移動が、関係する文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされ

ない場合

(c) やむを得ないかつ優先的な公共の利益によって正当化されない大規模開発事業の場合

(d) 災害においては、被災者の避難が自らの安全および健康のために必要とされない場合

(e) 強制移動が集団に科する刑罰として用いられる場合

3. 強制移動は、状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。

(原則 7～原則 9 省略)

第三部 強制移動が継続する間の保護に関する原則

原則 10

1. すべての人は、生命に対する固有の権利を有し、この権利は法によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われぬ。国内避難民は、特に次の行為から保護される。

(a) ジェノサイド

(b) 殺人

(c) 略式または恣意的処刑

(d) 死の脅迫を伴うまたは死に至らしめる強制失踪（誘拐または非公認の抑留を含む。）

前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。

2. 敵対行為に参加せずまたはもはや参加しない国内避難民に対する攻撃またはその他の暴力行為は、すべての場合において、禁止する。国内避難民は、特に次の行為から保護される。

(a) 直接的もしくは無差別な攻撃またはその他の暴力行為（文民への攻撃が許可される区域の創設を含む。）

(b) 戦闘の方法として飢餓の状態に置くこと。

(c) 軍事目標を攻撃から掩護しまたは軍事行動を掩護し、有利にしもしくは妨げるための国内避難民の利用

(d) 国内避難民のキャンプまたは居住地に対する攻撃

(e) 対人地雷の使用

原則 11

1. すべての人は、尊厳ならびに身体的、精神的および道徳的に健全であることに対する権利を有する。

2. 国内避難民は、自らの自由が制限されているか否かにかかわらず、特に次の行為から保護される。

(a) 強姦、身体の切断、拷問、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰およびその他の個人の尊厳に対する侵害（例えば、ジェンダーに基づく暴力行為、強制売春およびあらゆる形態の強制わいせつ行為）

(b) 奴隷の状態に置くことまたはあらゆる現代的形態の奴隷制（例えば、婚姻への人身売買、性的搾取または児童の強制労働）

(c) 国内避難民の間に恐怖を広めることを目的とする暴力行為

前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。

原則 12

1. すべての人は、身体的自由および安全に対する権利を有する。何人も、恣意的に逮捕されまたは抑留されない。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするた

め、国内避難民は、キャンプに収容されまたは監禁されてはならない。そのような収容または監禁が例外的な状況において絶対的に必要である場合には、これらは、当該状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。

3. 国内避難民は、自らの強制移動の結果としての差別的な逮捕および抑留から保護される。

4. 国内避難民は、いかなる場合においても、人質にとられてはならない。

原則13

1. 避難民の児童は、いかなる場合においても、徴集されまたは敵対行為への参加を要求されもしくは許可されてはならない。

2. 国内避難民は、自らの強制移動の結果として軍隊または武装集団に徴集される差別的な慣行から保護される。特に、徴集への服従を強要するまたは徴集への不服従を処罰する残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つけるいかなる慣行も、すべての場合において、禁止する。

原則14

1. すべての国内避難民は、移動の自由および居住選択の自由に対する権利を有する。

2. 特に、国内避難民は、キャンプまたはその他の居住地の内外を自由に移動する権利を有する。

原則15

国内避難民は、次の権利を有する。

(a) 国内の他の場所に安全を求める権利

(b) 自国を離れる権利

(c) 他国に庇護を求める権利

(d) 自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所への強制送還または当該場所における再定住から保護される権利

原則16

1. すべての国内避難民は、行方不明の親族の消息および所在を知る権利を有する。

2. 関係当局は、行方不明であると報告された国内避難民の消息および所在を明確にするよう努めるものとし、また、この任務に従事する関連する国際的な組織に協力する。関係当局は、近親者に対して調査の進捗状況を伝達し、かつ、あらゆる結果を通知する。

3. 関係当局は、死亡者の遺体を収容しおよびその身元を特定し、その破損または切断を防止し、ならびに近親者への遺体の返還を容易にしまたは遺体を丁寧に処理するよう努める。

4. 国内避難民の墓地は、すべての場合において、保護され、かつ、尊重されるべきである。国内避難民は、死亡した親族の墓地に立ち入る権利を有するべきである。

原則17

1. すべての人は、自らの家族生活を尊重される権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、共にいることを希望する家族の構成員は、これが許可される。

3. 強制移動によって離散した家族は、できる限り速やかに再会が可能となるべきである。特に児童が関係する場合には、離散家族の再会を迅速に実現するため、すべての適

切な措置がとられるものとする。責任当局は、家族による搜索を容易にするものとし、また、家族再会の任務に従事する人道的組織の活動を奨励し、かつ、これに協力する。

4. キャンプにおける収容または監禁によって個人の自由を制限された国内避難民の家族の構成員は、共にいる権利を有する。

原則18

1. すべての国内避難民は、適切な生活水準に対する権利を有する。

2. 管轄当局は、状況のいかなるかを問わず、かつ、差別することなく、少なくとも、国内避難民に対して次のものを与え、かつ、これらを安全に得ることを確保する。

(a) 不可欠の食糧および飲料水

(b) 基本的な避難所および住宅

(c) 適切な衣類

(d) 不可欠の医療サービスおよび衛生設備

3. これらの基本的な物資の計画策定および配給への女性の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則19

1. 国内避難民で、すべての傷者、病者および障がいのある者は、最大限実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、医療上の理由以外のいかなる理由によっても差別されることなく、自らが必要とする医療上の看護および手当を受ける。国内避難民は、必要な場合には、心理学および社会的サービスを利用することができる。

2. 女性が有する健康上の必要（リプロダクティブ・ヘルス等女性のための保健に関する提供者およびサービスを利用する機会ならびに性的およびその他の虐待の犠牲者のための適切なカウンセリングを受ける機会を含む。）に対して特別の配慮がなされるべきである。

3. 国内避難民の間における接触伝染病および感染症（エイズを含む。）の予防に対しても特別の配慮がなされるべきである。

原則20

1. すべての人は、すべての場所において、法の前に人として認められる権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民に対し、自らの法的権利の享受および行使に必要なすべての書類（例えば、旅券、本人確認用の書類、出生証明書および婚姻証明書）を発行する。特に、当局は、新規書類の発行または強制移動の途中において紛失した書類の再発行について、これらまたはその他の必要書類を取得するために常居所がある地域に戻ることを要求する等の不合理な条件を課すことなく、容易なものとする。

3. 女性および男性は、それらの必要書類を取得する平等の権利を有し、かつ、自己の名義で必要書類の発行を受ける権利を有する。

原則21

1. 何人も、恣意的に財産および所有物を奪われない。

2. 国内避難民の財産および所有物は、特に次の行為から、すべての場合において、保護される。

(a) 略奪

- (b) 直接的もしくはは無差別な攻撃またはその他の暴力行為
- (c) 軍事行動または目標を掩護するために用いられること。
- (d) 報復の対象にされること。
- (e) 集団に科する刑罰として破壊されまたは没収されること。

3. 国内避難民が残置した財産および所有物は、破壊および恣意的かつ違法な没収、占拠または使用から保護されるべきである。

原則22

1. 国内避難民は、キャンプに居住しているか否かにかかわらず、自らの強制移動の結果として、次の権利の享受において差別されてはならない。

- (a) 思想、良心、宗教または信念、意見および表現の自由に対する権利
- (b) 雇用の機会を自由に求める権利および経済活動に参加する権利
- (c) 自由に結社する権利および共同体の事項に平等に参加する権利
- (d) 投票する権利ならびに政府および公共の事項に参加する権利（この権利の行使に必要な手段を与えられる権利を含む。）
- (e) 自らが理解する言語で意思疎通を図る権利

原則23

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。
2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民（特に避難民の児童）が教育を受けることを確保するものとし、その教育は初等段階において無償かつ義務的なものとする。教育は、国内避難民の文化的アイデンティティ、言語および宗教を尊重するべきである。
3. 教育プログラムへの女性および未成年の女性の完全かつ平等な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。
4. 教育および訓練の施設については、条件が許す限り速やかに、キャンプに居住しているか否かにかかわらず国内避難民（特に未成年者および女性）にとって利用可能なものとする。

第四部 人道的援助に関する原則

原則24

1. すべての人道的援助は、人道および公平性の諸原則に従い、かつ、差別することなく実施される。
2. 国内避難民に対する人道的援助は、特に政治的または軍事的理由のために転用されてはならない。

原則25

1. 国内避難民に対して人道的援助を与える第一義的な義務および責任は、国家当局に帰属する。
2. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、国内避難民を支援するために役務の提供を申し出る権利を有する。そのような申出は、非友好的な行為または国家の内政への介入と認められず、また、誠実に検討されるものとする。特に関係当局が必要とされる人道的援助を与える能力または意思を有しない場合には、その申出に対する同意

は恣意的に保留されてはならない。

3. すべての関係当局は、人道的援助の自由な通行を許可しおよび容易にするものとし、また、人道的援助の提供に従事する者に対し、国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可する。

原則26

人道的援助に従事する者、これらの者の移動およびその物資は、尊重され、かつ、保護される。これらを攻撃またはその他の暴力行為の対象としてはならない。

原則27

1. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、援助を提供する場合には、国内避難民の保護上の必要および人権に妥当な考慮を払い、かつ、これに関して適切な措置をとるべきである。これらの組織および主体は、その際に、関連する国際的な基準および行動規範を尊重するべきである。
2. 前項は、保護の職務を有する国際的な組織の保護責任に影響を及ぼすものではなく、これらの組織の役務の提供が申し出られることまたはその役務が国家によって要請されることがある。

第五部 帰還、再定住および再統合に関する原則

原則28

1. 管轄当局は、国内避難民が自らの意思によって、安全に、かつ、尊厳をもって自らの住居もしくは常居所地に帰還することまたは自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務および責任を負う。管轄当局は、帰還または再定住した国内避難民の再統合を容易にするよう努める。
2. 自らの帰還または再定住および再統合の計画策定および管理運営への国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則29

1. 自らの住居もしくは常居所地に帰還または国内の他の場所に再定住した国内避難民は、移動を強いられていた結果として差別されてはならない。これらの国内避難民は、すべての段階における公共の事項に完全かつ平等に参加する権利を有するものとし、また、公共サービスを利用する平等の機会を有する。
2. 管轄当局は、帰還または再定住した国内避難民に対してこれらの国内避難民が強制移動の際に残置または奪われた自らの財産および所有物を可能な限り回復することを支援する義務および責任を負う。それらの財産および所有物の回復が不可能な場合には、管轄当局は、これらの国内避難民に対して適切な補償または他の形態の適正な賠償を与え、またはこれらを取得することを支援する。

原則30

すべての関係当局は、国際的な人道的組織およびその他の適切な主体に対し、それらの組織および主体のそれぞれの職務の遂行にあたり、国内避難民の帰還または再定住および再統合を支援するための国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可しおよび容易にする。